

野田市告示第87号

地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第410条第1項の規定により、令和5年度分の固定資産の価格等を令和5年3月31日に決定したので、法第411条第1項の規定により、固定資産課税台帳に、その全てを登録した。

よって、同条第2項の規定により告示する。

令和5年 4 月 3 日

野田市長 鈴木 有